

上水道緊急時の給水相互支援協定書

小諸市長 芹澤 勤と東御市長 花岡利夫 とは、上水道の緊急給水に関する相互支援について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、小諸市上水道施設と東御市上水道施設とが近接していることから、両者の水道施設（配水管）の接続をおこない、どちらかの水道施設の配水機能が停止し、断水が発生した配水区域に緊急給水を要するとき、相互支援を行うものとする。

(施設整備と費用負担)

第2条 両者の水道施設（配水管）の接続に伴う費用（調査・設計・積算・発注及契約等に掛かる経費並びに工事費）は折半とする。

(送配水手段と配水区域)

第3条 送配水施設については、既設の送配水施設を利用するものとし、小諸市は芝生田配水池水系、東御市は中屋敷配水池水系からの送配水とする。配水区域については、それぞれの配水池が抱える配水区域の配水量と配水能力等を考慮し、別途の配水区域図（資料—1）を基本とするが、送配水の発生時点において配水池能力並びに送配水状況等を掌握するなかで、両者協議のもと配水区域の設定を行うものとする。

(接続管の開閉栓と経費)

第4条 緊急給水が必要となる事態が発生した場合は、送配水の支援要請を市長に行い、両者の上水道職員の立会のもとで接続管の開（閉）栓を行うものとする。開（閉）栓に掛かる経費は支援要請側の負担とする。

(水道料金等)

第5条 水道料金等については、給水量等の算定後、その都度、両者で協議するものとする。

(給水支援に関わる対応責任)

第6条 給水支援に関わる送配水並びに給水及び苦情等の対応については、両者でその対応についての検討・協議を行なうが、その対応責任は事由発生側にあるものとする。

(協定期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成21年4月1日からとし、どちらからも異議の申し出がない限り、継続するものとする。

(疑義の決定)

第8条 この協定に関し、疑義が生じた場合又は協定に定めがない事項については、両者協議のうえ決定する。

以上、協定締結の証として、本協定書を2通作成し、両者署名押印のうえ各1通を保有する。

平成 21 年 3 月 25 日

小諸市長

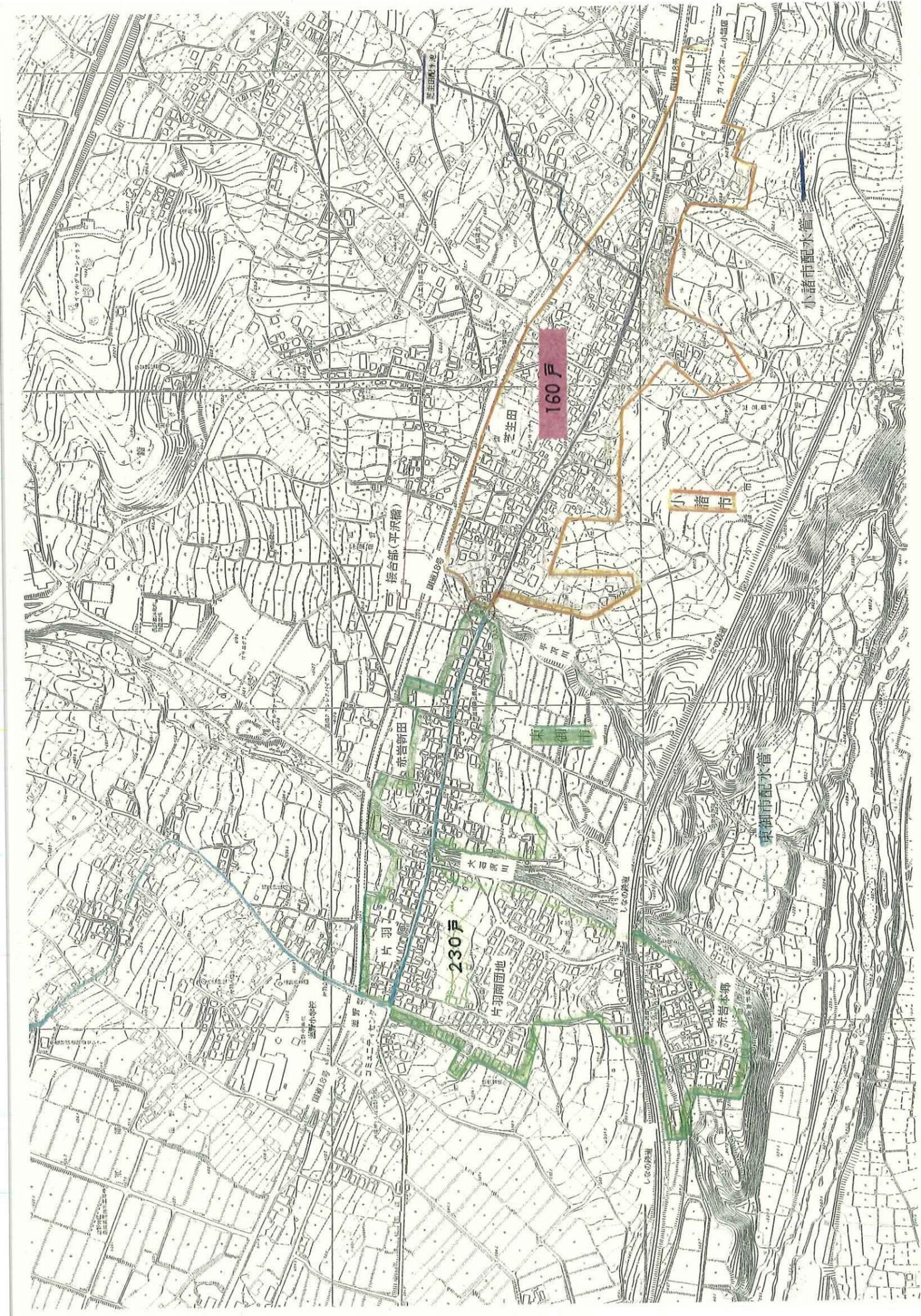
芹澤勤



東御市長

花岡利夫





上水道緊急時の給水相互支援配水区域図

